

徳島市子どもの読書活動推進計画
〔第三次推進計画〕

令和7年3月

徳島市教育委員会

はじめに

子どもたちにとって読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにしていく大変重要なものです。そして、読書から得たものは、今後の人生をより深く生きるための糧となり、子どもたちが自ら考え、判断し、行動する礎となり、心豊かにたくましく生きる力を育てていく上で重要な役割を果たします。

このような考えのもと、本市では、平成27年3月に「徳島市子どもの読書活動推進計画」の第一次推進計画を、令和2年3月には第二次推進計画を策定し、子どもたちの読書活動推進のための環境整備や取組を行ってまいりました。

近年、スマートフォンやタブレット端末の普及により、子どもたちは多種多様な情報に触れることができるようになりました。溢れる情報の中から、子どもたちは何が正しいか判断し、自ら考えて行動しなければなりません。そのためには、読書により読解力や判断力、想像力を磨く必要があります。読書離れが進んでいると言われて久しいですが、電子書籍の登場など、読書を取り巻く環境は変化しつつあり、転換期を迎えているように感じます。

これらをふまえ、このたび、「子どもの豊かな心を育み、主体的な読書活動の推進」をテーマに、家庭・地域・学校の連携のもと、本市の未来を担う子どもたちが、自ら進んで読書活動に取り組める環境整備を目的として、「徳島市子どもの読書活動推進計画」（第三次推進計画）を策定しました。この計画は、第一次、第二次推進計画の基本的な考え方を引き継ぎつつ、その成果や課題等を検証した上で、新しく策定したものです。この計画に沿って、今後も引き続き、関係団体の皆さまと協力しながら、子どもの読書活動の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、御協力いただきました皆さま方に心から感謝申し上げますとともに、今後とも徳島市の子どもの読書活動推進のため、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

徳島市教育委員会 教育長

松本 賢治

目 次

第1章 第二次推進計画の成果と課題

- 1 第二次推進計画策定後の情勢変化…………… 1
- 2 第二次推進計画の成果…………… 2
- 3 第二次推進計画の課題…………… 3

第2章 基本的な考え方

- 1 第三次推進計画 策定趣旨…………… 4
- 2 第三次推進計画 基本方針…………… 5
- 3 第三次推進計画 体系…………… 5
- 4 第三次推進計画 期間…………… 6

第3章 家庭・地域等における「子どもの読書活動」の推進

- 1 家庭における「子どもの読書活動」の推進…………… 6
- 2 市立図書館における「子どもの読書活動」の推進…………… 8
 - (1) 幼児・児童サービス…………… 9
 - (2) 青少年サービス…………… 11
 - (3) 環境整備…………… 14
- 3 民間団体等における「子どもの読書活動」の推進…………… 15

第4章 学校等における「子どもの読書活動」の推進

- 1 幼稚園・保育所・認定こども園等における活動の推進…………… 17
- 2 小学校・中学校における活動の推進…………… 18
- 3 高等学校における活動の推進…………… 21

第5章 「子どもの読書活動」推進のために

- 1 「子どもの読書活動」推進のための社会的気運の醸成…………… 23
 - (1) 「子どもの読書活動」推進のための情報収集と提供…………… 23
 - (2) 「子ども読書の日」等への取組…………… 23
- 2 「子どもの読書活動」の推進体制の整備…………… 24

参考資料

- ・用語集…………… 25
- ・関係法令…………… 27
- ・令和6年度徳島市子どもの読書活動推進計画策定委員名簿…………… 31

文中に※があるものは、用語集に説明があります。

第1章 第二次推進計画の成果と課題

1 第二次推進計画策定後の情勢変化

「徳島市子どもの読書活動推進計画」(第二次推進計画)が令和2年3月に策定されてから本市の子どもの読書活動を取り巻く社会情勢、国の関連法整備状況、県下の教育諸施策も大きく変化しました。

【社会的背景】

小学4年生から高等学校3年生までを対象とした、5月における1か月間の平均読書冊数に関する調査によると、推進法が制定された平成13年度と令和5年度では、いずれの学校段階においても読書量は令和5年度の方が多くなっています。しかし、1か月に本を1冊も読まない子どもの割合は、国の第四次基本計画において掲げた令和4年度の数値目標(小学生2%以下、中学生8%以下、高校生2.6%以下)に対し、令和4年度で小学生6.4%、中学生18.6%、高校生51.1%であり、いずれの学校段階でも数値目標を達成できていません。

また、GIGAスクール構想による学校のICT環境の整備等により、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しています。スマートフォン、家庭用パソコン、携帯ゲーム機、タブレット等、情報通信機器が普及し、児童生徒のインターネット利用率が年々増加傾向にある(令和5年度、小学生〈10歳以上〉の98.2%、中学生の98.6%、高校生の99.6%がインターネットを利用していると回答)ことも、子どもの読書環境に影響を与えていると考えられます。特に、インターネットを利用すると回答した青少年の平日1日あたりの平均利用時間は、前年度と比べ約16分増加し、約4時間57分となっています。小学生〈10歳以上〉は、約3時間46分、中学生は、約4時間42分、高校生は、約6時間14分と年齢が上がるほど長くなっています。書籍のデジタル化に伴う書店の減少や辞書、新聞など身近な文字媒体に直接触れる機会の減少等が、さらに活字離れに拍車をかけています。

数値は令和4年度「学校読書調査」(全国学校図書館協議会)

令和5年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」(内閣府)

【国】

(1) 「子どもの読書活動」に関連する法制上の整備

- 平成27年4月に「学校図書館法」(昭和28年法律第185号)が改正・施行され、学校司書の配置が努力義務となりました。
- 令和4年「第6次学校図書館図書整備等5か年計画」において、公立小中学校等の学校図書館における、学校図書館図書標準^{*}の達成、計画的な図書の更新、新聞の複数紙配備、学校司書の配置拡充が図られることを目的としており、本計画に基づいた地方財政措置が講じられています。
- 令和5年3月には5か年計画の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第五次計画)」が策定され、市町村においては子どもの読書活動の推進のための必要な環境及び体制を整備するとともに、計画の見直しを行うよう努めることとされました。

(2) 新学習指導要領の全面実施(小・中・高)

- 小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から、高等学校は令和4年度から全面実施されています。
- 言語活動の充実に加え、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的・自発的な学習活動や読書活動を充実すること、また地域の図書館等の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集活用等の学習活動を充実させること等が求められています。

【県】

(1) 「徳島県読書活動の推進に関する条例」の制定

平成29年4月に子どもから大人まで、全ての県民が読書活動に取り組む環境づくりを積極的に推進し、文化的で豊かな県民生活の実現を目指して制定されました。

(2) 読書の生活化プロジェクト*Ⅳ・Ⅴ・Ⅵの推進

Ⅳ：平成27～29年度「友達や家族に『おすすめ本』を紹介しよう！」

Ⅴ：平成30～令和2年度「本や新聞記事について友達や家族と語り合おう！」

Ⅵ：令和3～5年度「本や新聞記事を活用して、調べよう、考えよう、伝えよう！」

「1人1台端末」を活用して、主体的・対話的で深い学びの実現に生かし、本の魅力や新聞記事の内容について、友達や先生、家族と語り合う活動を通して、読書好きの子どもを増やし、確かな学力、豊かな人間性を育むために読書の生活化を推進しています。

(3) 「徳島県子どもの読書活動推進協議会」（平成16年度設置）の開催

「徳島県子どもの読書活動推進計画（第三次推進計画）」の進捗状況の評価・検証の協議が年3回程度行われています。

(4) 「とくしま子ども読書推進アクション」「つながる読書推進事業」の推進

平成24～29年度「とくしま子ども読書推進アクション」、平成29年度からは「つながる読書推進事業」として、「とくしま子供のためのブックリスト100！」改訂版、「とくしまの赤ちゃんのためのブックリスト100！」新装版が発行されました。また、「高校生のための読み聞かせ講習会」等も開催されています。

(5) 徳島県教育振興計画

平成25～29年度の第2期、平成30年度からの第3期振興計画において、1日10分以上読書をする児童生徒の割合を数値目標として設定し、県内全域で読書習慣の定着を目指しています。また、子どもの発達段階に応じた読書週間の形成や読書活動の充実を図るための人材育成及び活用等、子どもが自主的に読書活動に取り組むことのできる環境づくりを支援しています。

【市】

徳島市では、「かがやきの人づくり～文化を育み、未来へ飛躍する人づくり～」を教育目標に掲げた「徳島市教育振興基本計画」を平成22年（第1期）、平成27年（第2期）、令和2年3月（第3期）に策定しました。

その中で、確かな学力の育成を目指し、全ての子どもたちに読書活動の機会を確保し、読書への関心を高めるために、始業前の一斉読書や読み聞かせ等の活動を充実させたり、読書活動推進研修会を開催したりするなど、読書に親しむ活動を推進しています。

2 第二次推進計画の成果

(1) 学校図書館図書標準（蔵書図書冊数の標準）の達成

図書購入のための財政を継続して確保したこともあり、令和5年度末の本市の学校図書館図書標準達成率の平均は、小学校145.4%、中学校183.5%となっています。また、令和5年度は全ての小・中学校において、学校図書館標準達成率が100%以上となり、学校図書館図書標準を達成しています。

(2) ブックスタート事業*の定着

市立図書館では、平成15年から市内在住の4カ月児とその保護者へ絵本を贈呈して、読み聞かせの有用性を啓発し、普及に努めています。合わせて、市立図書館では、乳幼児親子向け講座やブックスタートのボランティア養成講座を開催して、乳幼児期から読書に親しむことの重要性を発信し、家庭や地域において少しずつ子どもの読書活動に対する関心と理解が広がっています。

(3) 学校司書ボランティア・スクールヘルパーの派遣

平成28年度から、市内小中学校へ学校図書館活用の活性化を図ることを目的とし、学校図書館運営の援助者として学校司書ボランティアを派遣しています。図書の登録や配架*、おすすめ本の紹介、図書委員会による読書活動を支援するなどの取組を行っています。

また、令和5年度より「徳島市スクールヘルパー派遣事業」を開始し、学校図書館の整備や業務支援を行うスクールヘルパーを徳島市内の小・中学校に派遣しています。

(4) 徳島市電子図書館*利用者の増加

情報通信機器が普及し、情報化社会が進む中、徳島市では電子図書館を導入しています。電子図書館は、利用者がどこにいても365日24時間利用できることから、利便性が大幅に向上し、利用者が増えています。電子書籍*の閲覧回数、貸出冊数ともに、年々増加しており、書籍数も増やしているところです。令和5年度は、電子書籍の貸出を始めた平成24年と比べると、書籍数は約3倍、貸出冊数は約2倍に増えています。また、電子書籍・電子図書館イベントを行い、普及に努めています。

3 第二次推進計画の課題

(1) 児童生徒の読書習慣の状況

読書への興味・関心には個人差があり、年齢が進むにつれて読書時間の減少が見られます。徳島市の状況については、小学校では10分以上読書をしている児童の割合が平成31年度と比べて減少し、全国平均を下回っています。中学校については、やや増加し全国平均を上回っています。

平成31(令和元)・令和5年度「全国学力・学習状況調査」文科省調査より

(質問) 学校の授業以外に、普段(月曜日から金曜日)1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか。(教科書や参考書、漫画や雑誌は除きます。)

10分以上読書をしている児童生徒の割合

	平成31年度(令和元年度)		令和5年度	
	徳島市	全国	徳島市	全国
小学校	66.1%	66.0%	57.7%	60.0%
中学校	46.5%	50.4%	50.3%	49.4%

家庭・学校・地域等がそれぞれの立場から読書活動の魅力、素晴らしさをこれまで以上に伝えることが望まれます。

(2) 学校図書館の活用・活性化

児童生徒の読書に触れる機会や読書活動の推進のためには学校図書館の活用が欠かせません。しかし、図書館を利用しない児童生徒の割合が全国平均と比較すると、依然高い状況にあります。

(質問) 昼休みや放課後、学校が休みの日に、本(教科書や参考書、漫画や雑誌は除きます。)を読んだり、借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館にどれくらい行きますか。

ほとんど、または全く行かない児童生徒の割合

	平成31年度(令和元年度)		令和5年度	
	徳島市	全国	徳島市	全国
小学校	31.8%	29.9%	41.1%	40.9%
中学校	67.5%	55.3%	69.4%	59.8%

(3) 子どもの読書活動推進体制の整備

4月23日の「子ども読書の日^{*}」の取組等、各学校(園)や市立図書館、各ボランティア団体等それぞれの読書活動は前進しましたが、子どもの読書活動を社会全体の課題としてとらえ推進していくためには、各種の取組が点ではなく、線になるよう結びつけることで一層意義あるものとなります。

各学校(園)、市立図書館、民間団体等各種団体間の連携を強化して、子どもの読書活動推進に関する協力体制、環境の整備を進めることが望まれます。

第2章 基本的な考え方

1 第三次推進計画 策定趣旨

「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年公布・施行)に基づき、平成14年以降、概ね5年をめぐりに「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が定められています。それぞれの前計画の成果と課題を検証した上で、今後の施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにするものとして策定されています。令和5年4月には、第四次基本計画の成果と課題を踏まえ、第五次基本計画が策定されました。

徳島県では、国の基本計画に基づいて、平成15年11月(第一次)、平成21年3月(第二次)、平成26年10月(第三次)、令和元年10月(第四次)、さらに第四次推進計画の成果と課題を踏まえて、令和6年10月に「徳島県子どもの読書活動推進計画」(第五次)が策定されました。

本市では、法律や国・県の計画の趣旨を踏まえて、平成27年3月(第一次)、令和2年3月に「徳島市子どもの読書活動推進計画」(第二次推進計画)を策定し、子どもが主体的に読書活動に取り組むことのできる環境の整備、社会気運の醸成に努めてきました。

第一次、第二次推進計画期間中には、学校(園)における読書活動の推進や学校司書ボランティアの導入、市立図書館の来館者数が増加するなど成果が見られています。しかし、中高生の読書活動の状況や学校と家庭と地域や市立図書館との連携強化、学校図書館の充実等課題もあります。

このため、国・県の計画の趣旨を踏まえ、今後の施策の方向性と具体的な取組を示すものとして「徳島市子どもの読書活動推進計画」(第三次推進計画)を策定します。

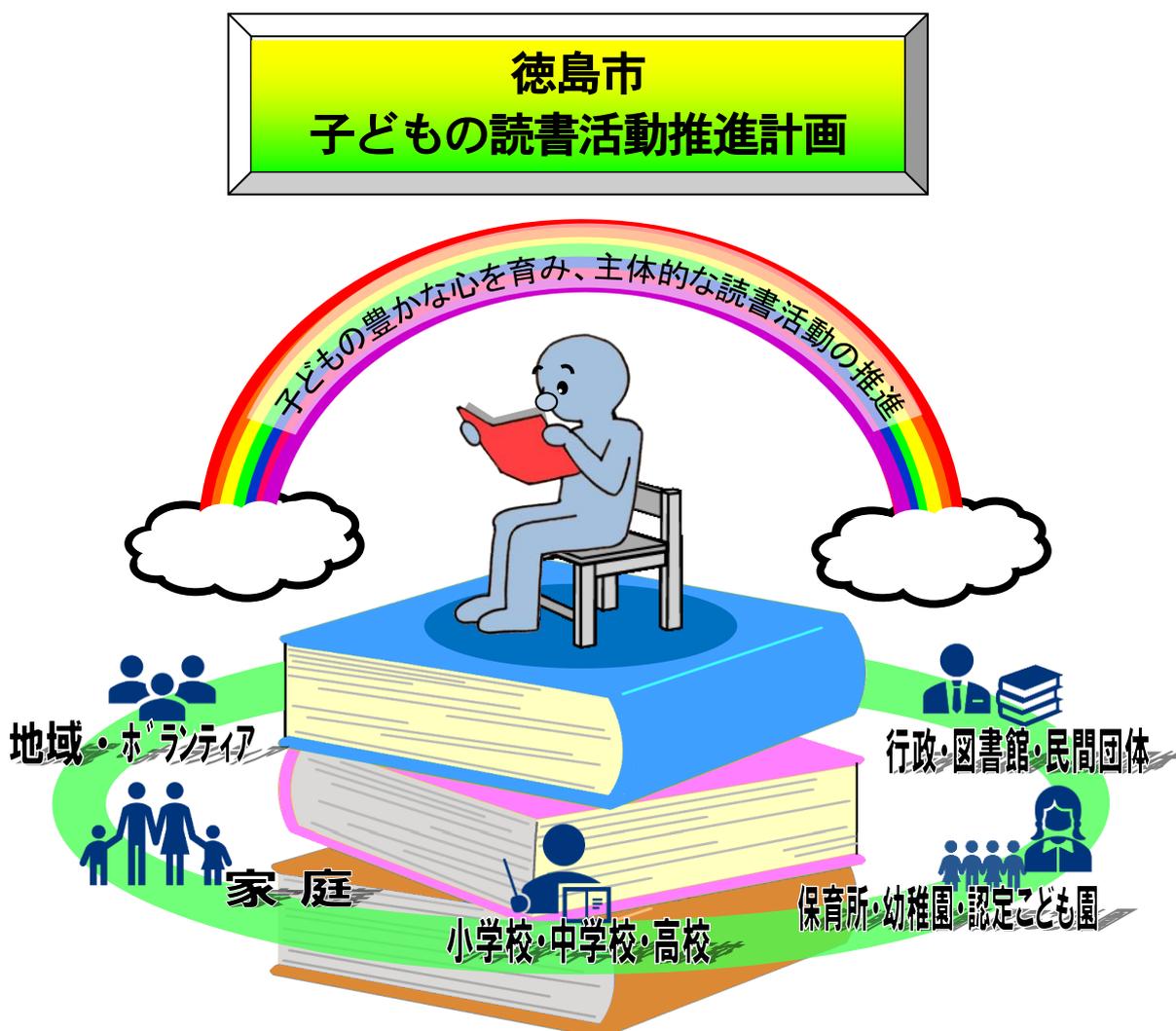
2 第三次推進計画 基本方針

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となっている時代において、子どもたちの資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠です。子どもたちは、読書を通じて多くの知識を得たり、多様な文化への理解を深めたりすることができます。読書の楽しさを感じたり、充実感や満足感を得たりすることで、生涯にわたる学習意欲やウェルビーイングにつながり、読書活動の推進の循環が形成されることが期待できます。

このような子どもの主体的な読書活動を推進するため、「徳島市子どもの読書活動推進計画」（第三次推進計画）においては、第二次推進計画同様に、子どもたちが主体的に読書活動に取り組める環境を整備します。そして、「子どもの読書活動」の意義や重要性についての理解・関心を高め、家庭・地域・学校の連携のもと市民総ぐるみで、子どもが自主的に読書活動に取り組む環境の整備を進め、子どもが豊かな心を育み、生涯にわたり自ら学ぶことのできる力の育成を目指します。

3 第三次推進計画 体系

本市においては、この「第三次推進計画」に基づき、家庭、地域、学校、図書館などの社会教育施設、民間団体等が相互に連携協力し、子どもの主体的な読書活動を市民総ぐるみで推進するとともに、学校図書館の活性化を軸に、子どもが読書に親しむための機会と施設・設備・図書資料等の整備・充実に努め、全ての子どもが主体的に読書活動に取り組むことのできる環境の整備を進めます。



4 第三次推進計画 期間

計画の期間は、令和7年度からおおむね5年間とします。
なお、必要に応じて施策等の追加や修正を行います。

第3章 家庭・地域等における「子どもの読書活動」の推進

1 家庭における「子どもの読書活動」の推進

家庭は、子どもが最初に本に出会う場であり、家庭において本と子どもたちを結び付けることが読書へのきっかけづくりとなります。子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に浸透し、継続して行われるよう、保護者が率先して子どもの読書活動の機会の充実及び習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められます。

このため、家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、工夫して子どもの読書に対する興味や関心を引き出すように、子どもに働き掛けることが重要です。

家庭における読書活動に関しては、多様な子どもがおり、多様な家庭状況があることに配慮し、図書館、学校、民間団体等の様々な機関が連携・協力して、状況に応じ、必要な支援を行い、社会全体で支えていく必要があります。

◎現状と課題

・ブックスタート事業

市立図書館では、ブックスタート事業を行い、市内在住の子どもやその保護者へ「ブックスタート・パック」を贈呈し、読み聞かせの体験をすることでその有用性を啓発し、普及に努めています。年間配布率が対象者の約8割程度に留まっており、より多くの方に受け取りしていただけるよう、事業の周知に向けた取組の強化が課題となっています。また、ブックスタート事業の支援者（ブックスタートボランティア）の養成講座を開催することで、支援者養成を図るとともに、新規支援者の募集も合わせて行っています。

令和5年度配布状況（令和4年12月から令和5年11月生まれが対象） 出生者数：1,772人、引換者数：1,340人、配布率：76%
--

令和5年度ブックスタート支援者養成講座 参加者数：38人

・移動図書館^{*}の巡回及び配本サービス^{*}

市立図書館では、移動図書館の巡回や配本サービスを通じて、図書館に来ることが難しい家庭等に本を届けることで、家庭における読書支援を行っています。今後は、事業を拡大させていく一方、改めてサービス内容等の周知を図ることで、未だ利用されたことのない方の利用を促進していく必要があります。

移動図書館巡回先（令和6年3月31日現在）：市内82箇所 移動図書館貸出冊数（令和5年度）：123,287冊 配本サービス提供先（令和6年3月31日現在）：市内74箇所 配本冊数（令和5年度）：28,078冊

◎施策の方向性

・市立図書館、学校など幅広い関係機関が連携して、家庭における読み聞かせや子どもの読書活動の意義や重要性について、保護者をはじめとした子どもを取り巻く大人たちの理解が深まり意識が向上するように、より一層の普及啓発を行います。

- ・インターネット等様々な広報媒体を活用し、イベント情報や事業活動報告、その他子どもの読書活動に関する情報が各家庭で容易に得られるよう、積極的に情報発信を行います。
- ・保護者を対象とした家庭教育に関する講座等を実施します。
- ・読み聞かせ会やわらべうたに親しむ活動等を通じ、家族が触れ合う機会を提供します。
- ・事業の安定的な継続又は拡大のための必要な取組を実施します。

◎具体的な取組

・ブックスタート事業、家読（うちどく）の普及と啓発

市立図書館においては、引き続きブックスタート事業を実施するとともに、関連各所へ啓発チラシ等を配布することで、より一層事業の周知を図り、家庭での読書活動を通して家族のコミュニケーションを図る家読（うちどく）の普及啓発に努めます。また、ブックスタート事業の継続的实施のために、事業に協力していただける支援者（ブックスタートボランティア）の養成講座を開催します。

・移動図書館の巡回及び配本サービスの充実

市立図書館においては、移動図書館の巡回先や配本サービスの提供先の新規開拓を図り、より多くの家庭に本を届けることで、家庭における読書環境の確保を支援します。

・出張おはなし会の開催

市立図書館においては、保護者や読み聞かせボランティアなどを対象に、幼稚園や保育所、小学校、コミュニティセンター、公民館、病院等への出張おはなし会「図書館おでかけ隊」を通じて、家庭での読み聞かせの大切さを伝えます。

・子育て支援講座の開催

市立図書館においては、赤ちゃんから小学生まで幅広い年齢層に合わせた子育て支援講座を実施することで、子育てをする保護者が交流できる場を提供します。

・わらべうた講座の開催

市立図書館においては、保護者や子育て支援ボランティア、親子が一緒に楽しんで参加できるわらべうた講座を開催し、家庭においてわらべうたを通じ、家族が触れ合う機会を提供します。

・広報活動及び情報発信

市立図書館においては、隣接する子育て安心ステーションをはじめ、保育施設や幼稚園等と連携して、育児中の家庭に対して、図書館で開催しているおはなし会や絵本の紹介・案内等を行うことにより、家庭における読書活動を支援します。また、広報誌やホームページ、SNSを活用して、積極的に子ども向け図書館事業の情報を家庭に発信します。

小・中学校においては、図書館だより等の発行を通じて、新刊の紹介や家庭での読書デーを推奨する等、家庭における読書活動について情報発信します。

【取組事例①】

ブックスタート支援者養成講座

徳島市立図書館では、ブックスタート事業に協力していただく支援者養成のために、専門の講師を招いて講座を開催しています。ブックスタート本来の意義から始まり、ブックスタートに対する理解を深め、絵本の選び方・読み方等基本的な技術や、赤ちゃんの習性から接し方等を習得する講座となっています。

令和5年度は「ブックスタートのボランティア養成講座 感じあい伝えあう しあわせなブックスタート」を開催しました。講師にノートルダム清心女子大学教授の村中李衣先生をお招きし、ブックスタートの活動の意義、赤ちゃん絵本の特徴や生の声での読みあいの大切さについて詳しくお話していただきました。

ワークショップでは、2人組になってお互いの声の伝わり方を感じたり、絵本を参加者の皆さんそれぞれの声で読んで、声で描く世界の違いを感じたり、楽しく有意義な時間を過ごすことができました。



講座の様子

2 市立図書館における「子どもの読書活動」の推進

市立図書館では、運営方針の1つに「子どもたちが豊かに生きるための力を身に付け健全な成長をする支援」を掲げており、子どもたちの成長支援に積極的に関わっていく方向性を明示しています。この運営方針に沿って、子どもの読書活動推進に資するために、多様な視点で取組を進めていきます。

《 運 営 方 針 》

● 子どもたちが豊かに生きるための力を身に付け健全な成長をする支援

図書館は、学校及び家庭教育支援、子育て支援などに積極的に取り組み、子どもたちが読書習慣を身に付け、素晴らしい本と出会えるよう支援を行うことにより、市の将来を支える子どもたちの心豊かな成長や、優れた知性や感性の育成に貢献することを目指す。

◆ サービス方針

- ・ 求められている資料・情報の発達段階に応じた適切な提供。
- ・ 子どもの読書活動推進のための取組・イベントの実施。
- ・ 図書館事業や読書活動を通じた親子又は保護者同士、子ども同士の交流促進。

(1) 幼児・児童サービス

子どもが豊かに生きていくために必要な能力(感性、想像力など)を身に付けるにあたり、読書活動は重要な役割を果たすものです。素晴らしい本との出会いは、子どもたちの成長過程において、とても大きな影響を与えるものであり、豊かな生活を送る一助となります。

市立図書館では、読書活動の価値を保護者に知ってもらい、幼少期より子どもが読書の楽しさを知り、読書習慣を身に付けるための取組を推進します。

◎現状と課題

・おはなし会等

「おはなしのへや」において、毎日2回の子ども向けイベント(おはなし会・工作教室・実験講座・読書支援講座・アニメーション・ブックトーク※・ストーリーテリング※等)を開催し、いつでも気軽に本に親しむことのできる環境づくりを推進しています。また、学校など館外にも積極的に出向き、子どもサービスを提供しています。事業には、ボランティア団体や外部団体に協力していただいております。今後も安定的に事業を実施するためには連携・協働が必要不可欠です。

令和5年度子どもサービス参加人数

(子ども:3,179人 大人:2,517人 計5,696人)

・調べる学習支援

関係機関と連携して調べる学習支援講座を開催したり、パスファインダー※(こども用)を作成したりして、子どもが自ら調べて学習できるよう支援を行っています。

パスファインダー(こども用)の例(令和6年3月31日現在)

- ・「阿波弁」についての本の探し方
- ・「徳島城」についての本の探し方
- ・「宮沢賢治」についての本の探し方
- ・「吉野川」についての本の探し方 など計29種類

・学校図書館との連携

「学校図書館相談窓口」を設置し、本の修理や書架整理、展示の方法等についての相談に応じる体制を整えています。また、図書館情報誌を発行して学校図書館向けの情報提供を行ったり、団体貸出及び図書館見学・職場体験の受け入れを随時行ったりしています。

◎施策の方向性

- ・子どもたちがお気に入りの本と出会うきっかけを創出するため、幼児・児童の関心・興味を惹く児童書、絵本、紙芝居等を、発達段階に応じて幅広く収集して、資料の充実に努めます。
- ・子どもの読む力、調べる力を育てるため、子どもの成長段階に合わせたサービスを提供します。
- ・多様な子どもたちの読書機会確保のため、障害者サービスの一層の充実やアクセシブルな書籍及び電子書籍等の整備・提供を図ります。また、多言語対応のほか、異文化交流イベントの開催等も行います。
- ・「読書のアニメーション※」を特徴的サービスとして位置付け、図書館内外において取組を充実させることにより、普及啓発に努めます。
- ・保育所や幼稚園、小学校など全ての施設と連携し、子どもの読書活動推進に向け、図書館がコーディネーターとしての役割を果たします。

- ・保護者やボランティアを対象に本の紹介や読み聞かせの講座を実施し、子どもと読書を結び付ける人づくりを行います。
- ・学校での読書活動を推進するために、学校との連携強化に努め、学校図書館の支援体制の強化を図ります。

◎具体的な取組

・おはなし会等の開催

引き続き、ボランティア団体及び外部団体と連携協力し、毎日2回おはなし会等を開催します。内容は趣味趣向を凝らし、曜日ごとに異なったものを開催することで、いつでも誰でも気軽に参加できるものとしします。

・ブックリストの提供

対象年齢別に選書した絵本のブックリスト「えほんだいすき」「この本だいすき」を発行し、保護者が子どもの発達段階に応じた絵本を選ぶ一助とします。

・読書のアニメーションの普及促進

館内において毎月「読書のアニメーション」を実施するとともに、館外でも学校や関係機関での研修会等に職員を派遣し、普及に努めます。

・調べる学習支援の強化

地域の施設、団体、関係機関と連携して、調べる学習支援講座を開催します。講師による講義だけでなく、テーマの決め方や資料の探し方・使い方、調べたことのまとめ方の講義も合わせて行い、自らまとめて発表をすることで、子どもたちの成長を促進するイベントとします。また、新規のパスファインダー（こども用）を作成するとともに、既存のパスファインダーの内容の更新を行い、子どもが自分で調べるための支援強化を図ります。

・学校図書館との連携強化

「学校図書館相談窓口」の周知・浸透を図り、学校図書館の支援を積極的に行います。また、情報誌の発行や団体貸出及び図書館見学・職場体験の受け入れを促進します。

・教科書展示コーナーの設置

徳島市の小・中学校で使用している教科書を学年ごと、教科ごとに展示します。展示を通じ、あまり見ることのできない学校の教科書に触れてもらうことで、学校への理解を深めてもらい、意見等を聞くことにより学校教育への関心を広め、学校支援に繋がります。また、教科書に掲載されている参考図書等を合わせて展示し、発達段階に応じた資料を特集することで、読書啓発に繋がります。

・子ども司書

小学生を対象として、図書館職員の仕事体験を通して、図書館の利用方法やマナーへの理解を深め、未来の図書館司書を育てる講座を開催します。

・絵本作家講演会

絵本作家を招いての講演会を開催し、絵本に関する制作秘話等を聞くことで、子どもだけでなく、保護者の絵本への興味を引き出します。

・電子図書館を利用した読み聞かせ

アクティブボードを使用して、徳島市電子図書館所蔵の絵本の読み聞かせを行います。合わせて音声付き資料の案内やサービスの紹介を行い、多様な子どもたちの読書機会確保に繋がります。

・異文化交流イベントの開催

関係機関と連携して、子どもたちが外国の文化を体験できるイベントを開催することで、子どもたちの国際理解を促進します。

【取組事例②】

読書のアニメーション

北島田集会所 読み聞かせ指導者研修会

「アニメーション」とは、魂・心・生命を活性化し元気にするという意味があります。「読書のアニメーション」は、図書館が利用者に向けて企画・提案・発信する読書と文化への誘いの総称であり、子どもたちを楽しく本の世界へ招き入れ、読書へ誘う活動です。

徳島市立図書館では、子どもたちが読む力を付け、自立した読書へ繋がる機会を提供し、思考力を鍛え、自分の人生の主人公として生きる力を身に付ける読書教育として「読書のアニメーション」の普及に努めています。アニメーションの技術を修得し、絵本専門士の資格も持つ館長を中心に、館内では、毎月「読書のアニメーション」を実施しており、また、館外でも、学校や関係機関における研修会や近隣の大学での講義に館長が講師として招聘され、実演を交えながら分かりやすく伝えています。

令和4年度以降、毎年北島田教育集会所へ徳島市立図書館館長が講師として出向き、一般向けに「読書のアニメーション」を中心とした読み聞かせ指導者研修会を実施しています。参加者は、アニメーションによる読み聞かせを参加型で学び、子どもたちを読書に引き込む方法を体感することで、読み聞かせの楽しさや大切さを知ることができました。



研修会の様子

(2) 青少年サービス

青少年は、学校活動や課外活動が多忙になり、図書館を利用することが少なくなる傾向にあります。読書活動から離れがちな青少年が、能動的に自ら考え、読書活動の大切さを理解し、図書館を有効に活用することにより、知性を育み、人生をより深く生きるための力を身に付けられるよう支援することも図書館の役割と考えられます。

市立図書館では、読書活動の大切さや図書館の魅力・有用性等を啓発するなど青少年が、生涯にわたり読書活動を継続するための取組を推進します。

◎現状と課題

・ヤングアダルトコーナー

青少年向けの資料を収集したコーナーを設置し、特集展示を行っています。親しみやすいサインを心掛け、このコーナーをきっかけに青少年が市立図書館を上手に利用できるよう各種の案内を用意しています。青少年にとって、いつでも面白い情報があると思わせることができるよう、コーナーを充実させる必要があります。

・ヤングアダルトボランティアの募集・運営

中高生を対象に「ヤングアダルトボランティア」の募集を行い、市内の中学校・高等学校に向けて、図書館活動への参加を呼びかけています。様々なボランティア活動を通じて図書館への理解を深め、同世代間の交流と地域活動への関心を高めるとともに、本への興味を持ち、読書へと繋がるような取組を実施しています。今後も活発な活動を行うため、より一層の周知と活動への支援を行う必要があります。

令和5年度活動実績：延べ171人

活動内容：広報誌の作成、おはなし会への実践参加、大学生との交流会 など

◎施策の方向性

- ・青少年が広い視野と考える力を身に付け、豊かな知性を育むことを支援するために、様々な文化や価値観を知ることのできる多様な資料の収集に努めます。
- ・青少年が読書の楽しさを理解し、幅広い視野と思考、豊かな感性を身に付けられるよう支援を行います。
- ・青少年世代特有の課題を青少年が自ら解決できるようになるための支援を行います。
- ・青少年が主体的に参加できる事業を推進します。

◎具体的な取組

・ヤングアダルトコーナーの充実

青少年が興味を持ち、受験や就職など多岐にわたる情報提供が可能な資料の収集を行い、「ヤングアダルトコーナー」を設置して展示します。コーナーではその他、青少年のおすすめの本の展示やノート、告知板の設置等を行い、青少年の読書活動の集いの場、情報交換や情報発信の場となるよう運営の充実に努めていきます。また、移動図書館においても同様にヤングアダルト向けの資料を集めたコーナーを設置し、青少年の目を引くような展示となるよう工夫することで、図書館利用を促進します。

・ヤングアダルトボランティアの拡大

引き続き、「ヤングアダルトボランティア」の募集を行い、チラシの配布等により周知を図ることで、参加者の拡大に努めます。ヤングアダルト向け広報誌やブックリストを制作・発行することで、図書館の情報発信を行っていきます。また、世代間交流の場として、ボランティア自らが開催するおはなし会を行い、読み聞かせ等を実施します。

・ヤングアダルト向け図書館利用講座の開催

青少年を対象に、読み聞かせや本の修理体験、書庫等バックヤードの見学ができる講座を開催します。図書館の業務体験を通じて、その内容を知ること、図書館の活用術を習得し、自らの抱える課題を解決できるよう支援します。

・ヤングアダルト向け広報誌やブックガイドの発行

ヤングアダルト向け広報誌やブックガイドを発行し、青少年の読書推進を図ります。

【取組事例③】

ヤングアダルトボランティアの活動

ヤングアダルトとは、おおむね12歳から18歳までの青年期（中高生）のことで、アメリカの図書館業界で使われ始めた言葉です。略してYA（ワイエー）とも言います。

徳島市立図書館では、ヤングアダルトボランティアを募集し、広報誌の作成、おはなし会への実践参加、大学生との交流会など、様々な活動体験を通じて図書館の使い方を学び、同世代間の交流を図りつつ、本への興味を持ち、読書へと繋がるような取組を行っています。



イベント用景品作り



おはなし会の実践

なお、徳島市立図書館が行うヤングアダルト向けサービスは以下のとおりです。

- 1 ヤングアダルトコーナーの設置
ヤングアダルトを対象とした本や各種案内を集めたコーナーを設置し、10代の子どもの居場所づくりを図っています。
- 2 告知板の設置
ヤングアダルトコーナーの近くに告知板を設置しています。ヤングアダルト向けのおすすめの本やイベント情報、メッセージ、イラスト等を掲示し、同世代同士及び図書館との情報交換・コミュニケーションの場づくりを行っています。
- 3 ヤングアダルト向け図書館だよりの作成
ヤングアダルトボランティアと図書館職員が協力して、ヤングアダルト向け図書館だよりの「としょかんヤングジャーナルホルト」（季刊）を作成しています。
- 4 ヤングアダルトボランティアの募集・運営
中高生を対象に図書館ボランティアを募集して、本の配架やおすすめ本の紹介、読み聞かせなどの図書館サービスを図書館職員と一緒に体験してもらっています。
- 5 ヤングアダルト対象の講座・講演会の開催
ヤングアダルトを対象とした図書館に関する講座や、生活等に役立つ講演会を開催し、図書館の使い方や、将来に関することなどを学ぶ機会を提供しています。
- 6 ヤングアダルト向けブックガイドの作成
ヤングアダルト世代におすすめの本を集めたブックガイドを作成し、読書推進を図っています。

(3) 環境整備

市立図書館が、子どもたちが読書習慣を身に付けるための支援を行うにあたっては、多様なサービスを進めることと同時に、その環境整備もとても重要になってきます。

子どもやその保護者が、「図書館へ行きたい」、「図書館をまた利用したい」と思える図書館にすることが、子どもたちと本との出会いを創出して、読書習慣を身に付ける足掛かりとなります。

そのため、市立図書館には、読書をするために快適で居心地のいい空間づくりや利便性を高める環境づくりが求められます。

◎現状と課題

・こども室

こども室（5階）を、一般室（6階）と階を分けて独立させることで、子どもやその保護者が気兼ねなく図書館を利用でき、自由な雰囲気の中で本に親しむことのできる空間づくりに努めています。こども室は、広々とした施設の中、明るく緑に包まれた開放的な環境となっており、本棚を低くして、サインを分かりやすくするなど、子どもたちが図書館に親しみやすい館内デザインを心掛けています。

・各種コーナー（こども室）

こども室内には、調べ物に活用する「インターネットコーナー」、イベントで本の世界を楽しむ「おはなしのへや」、親子が触れ合い、保護者同士の交流を図りながら読書を楽しむ「たたみコーナー」等、様々な用途に活用できる各種コーナーを設けています。

令和5年度こども室インターネットコーナー利用実績：21件

・電子図書館

近年、普及してきている新しい媒体である電子書籍を活用して、子どもたちに読書の新たな楽しみ方を提示し、読書を身近なものにする「電子図書館」サービスの充実を図り、いつでもどこでも読書を楽しむことができる環境づくりに努めています。限られた予算の中で、どのようなコンテンツを導入していくかが課題となっています。

令和5年度電子書籍閲覧回数：11,030回
令和5年度電子書籍貸出冊数：3,789冊

◎施策の方向性

- ・特色ある取組については、さらなる周知を図り、存在の認知に努めます。
- ・アンケートの実施等により、利用者ニーズの把握に努め、ニーズに合わせた取組を推進することで、利便性の向上に努めます。
- ・現状の環境については、維持または充実を図りながら、先進事例を研究し、新たな取組を実施していきます。

◎具体的な取組

・こども室

こども室の特性を活かし、子どもたちが楽しんで本を選び、読むことのできる空間づくりに努めます。また、各種コーナーの周知・充実を図り、利用促進にも努めます。

・電子図書館の充実・普及

動く図鑑や読み上げ機能付絵本の導入など、電子図書館の特性を活かした子ども向けコンテンツの充実を図ります。また、電子図書館の体験イベントを開催し、実際に使うことでその特性を知ってもらい、普及促進に繋がります。

- ・ 図書除菌機

借りた本を機械に入れてボタンを押すと、紫外線と風で細菌やほこりを除去することができる本の消毒機です。子どものアレルギーや感染症対策に役立ちます。

- ・ 自動貸出機

カウンターに行かずに、自分で専用台に本を置いて読み込ませることで貸出手续を行うことができる機器を導入しています。子どもが自分で作業を行うことで、読書意欲の喚起に繋がります。

- ・ 読書記録帳

借りた本のタイトルや著者名などを記録し、自分がどんな本をどれだけ読んだのか残していくことができる「読書記録帳」を導入しています。子どもの読書意欲の高まりが期待できるため、今後もより一層の周知を図り、利用の増加に繋がります。

【取組事例④】

読書記録帳

徳島市立図書館では、子どもたちにもっと本に親しんでもらうため、また利用促進を図ることを目的として、銀行のATM感覚で、貸出中の本のタイトルや著者名などを、専用の端末機で印字する「読書記録帳」を導入しています。

自分がどれだけの本を読んだのか一目で分かり、子どもから大人まで、本の貯金効果により、読書意欲の高まりが期待できます。

記録帳の表紙には徳島市立図書館キャラクター「ひよたん」をメインに、その他のキャラクターを散りばめた親しみやすいデザインとなっています。



3 民間団体等における「子どもの読書活動」の推進

民間団体等には、家庭文庫、おはなし会ボランティア、PTA等、子どもの読書活動を推進する多種多様な団体があります。これらの民間団体等は、様々な場面で、独自の特色ある活動を展開しており、子どもの読書活動の広がり貢献しています。

そのため、これらの民間団体等と市立図書館や学校等が連携し、ネットワークの構築や情報共有を進めることで、子どもの読書活動をより一層広げていくことが望まれます。

◎現状と課題

・おはなし会等

先述のとおり、市立図書館では、毎日2回おはなし会等の子ども向けイベントを実施していますが、実施にあたっては、市立図書館職員だけで賄うことは不可能です。今後もおはなし会ボランティア等と密に連携し、協力して実施することが必要となります。

・学校等における読み聞かせの実施

小・中学校においては、小学校で30校、中学校で10校が読み聞かせを実施していますが、その内の33校が地域のボランティア、PTAの協力によって行われています。

◎施策の方向性

- ・民間団体等との連携を進め、活動の場の提供や読書活動推進の協力等に努めます。
- ・ボランティアの育成や交流の推進等を通じて、ボランティア活動の支援を行います。
- ・民間団体等と学校とのネットワーク作りを進め、読書活動の充実を図ります。

◎具体的な取組

・おはなし会等の充実

市立図書館及び学校（園）においては、民間団体等と連携して、おはなし会等の充実を図ることで、活動の場を提供するとともに、多種多様な内容のものを子どもに提供していきます。

・ボランティアの育成・交流の推進

市立図書館においては、各ボランティア団体が技術向上に取り組むため、外部講師を招いてボランティア育成講座を開催します。講座に出席することで各団体間の交流を図り、お互いの技術交換が可能となります。また、このような取組や、各団体の紹介をホームページ上で行い、活動の支援をしていきます。

第4章 学校等における「子どもの読書活動」の推進

子どもは読書を通じて、読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができるようになります。また、文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探究心や真理を求める態度が培われます。このような読書で培われる力を育み、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動を行うことが大切です。

小・中学校においては、これまでもあらゆる学習活動を通じて読書活動が推進されてきており、子どもの読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っています。また、学校図書館を計画的に利用してその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実することが求められています。今後、ますます読書活動を推進するためには、すべての教職員が連携し、推進の意義や読解力向上の重要性への理解を深めるとともに、一斉読書や読み聞かせ、図書委員会の活動、学校図書館や学級文庫を計画的に活用するなどの取組の充実が期待されます。

高等学校においては、学校司書や司書教諭を中心として、生徒の実態に応じた計画的な取組の推進により、小・中学校において身に付けた読書習慣を一層確実なものとするのが求められます。

また、学校図書館においては、読書活動の拠点となることと言語活動の充実等、授業のねらいに沿った資料の整備や学習支援を行うこと、及び情報の収集・選択・活用能力を育成する情報センターとしての機能を果たすことが期待されています。

1 幼稚園・保育所・認定こども園等における活動の推進

乳幼児期は、周りの大人からの温かいかわりの中で絵本を見たり、話をしたりすることにより心の安定や心の交流が図られる大事な時期です。また、言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになります。さらに、様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになっていきます。

幼稚園や保育所、認定こども園等では、おはなしや絵本が大好きな子どもに育つことを願って、発達段階に応じたおはなしや絵本の読み聞かせなどを日常的に行っています。絵本の読み聞かせでは、友達と一緒に見る楽しさを味わい、物語やおはなしに共感し合う中で、一層イメージが広がっていくため、子ども一人一人が絵本や物語の世界に入り込めるよう、落ち着いた雰囲気づくりに努めています。また、子どもが自由に絵本を手にとって見ることが出来るよう、絵本のコーナーや絵本の部屋の環境を工夫したり、家庭で家族と一緒に絵本に親しめるよう絵本の貸出を行ったりしています。さらに、異年齢交流において小中学生、高校生が来園しての読み聞かせや地域のボランティアの方による読み聞かせ等、子どもが絵本や物語に触れる機会を大切にしています。

保護者に対しては、おたよりや保育参観日・講演会等を通して、絵本の紹介や読み聞かせの大切さを伝えたりする取組を進めるとともに、未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、同様の取組を進めています。

◎具体的な取組

- ・乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園、保育所、認定こども園等は、幼稚園教育要領や保育所保育指針等に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的にを行います。
- ・公共図書館等と連携して発達段階に応じた絵本を選定し、子どもの興味・関心に応じた絵本を整備したり、市立図書館の団体貸出等を活用し蔵書数の充実を図ったりして、読書環境の充実に努めます。
- ・保護者やボランティア等との連携・協力を得たり、小中学生や高校生との異年齢交流を図ったりする中で、絵本の読み聞かせやおはなし会、紙芝居や人形劇など幅広い内容を取り入れ、読書活動の充実に努めます。
- ・教諭・保育士の講習会や研修会への積極的な参加を促し、読み聞かせの技術や絵本に親しめる環境づくりの工夫について等、読書活動に対する意識の向上を図ります。
- ・おたよりや保育参観日・講演会等を通して、子どもの心の発達における読み聞かせの重要性やおすすめの絵本を保護者に知らせ、絵本を貸出することで家族の触れ合いを大切にしたい家庭での読み聞かせの機会拡充に努めます。
- ・未就園児を対象とした子育て支援活動において、保護者と一緒に絵本やお話を聞いたり、保護者の方には絵本の紹介や読み聞かせの大切さを伝えたりして乳幼児期からの読書活動の啓発に努めます。

【取組事例⑤】

津田幼稚園での取組

(地域のボランティアによる絵本の読み聞かせ)

津田幼稚園では絵本や物語に興味や関心をもち幼児たちの生活がより豊かになるようにという願いから、絵本の読み聞かせを誕生会などの行事や日常の保育に計画的に取り入れています。また、保護者や地域のボランティアの方による「おはなしの会」や「山星先生のお話タイム」等定期的に読み聞かせを行い、絵本に触れる機会をつくっています。落ち着いた雰囲気の中で、みんなで見る楽しさを味わったり、季節や幼児の興味に合わせた絵本や紙芝居を見たりする中で、幼児たちはお話の世界に引き込まれ楽しんで参加しています。



「おはなしの会」



「防災紙芝居」

9月に地域の防災士が、地震や火事などの様々な災害が起きた時にどのようにしたらよいか、紙芝居による読み聞かせを行ってくれています。紙芝居を通して見たり聞いたりすることで自分の知識となったり幼児同士が共感しあったり、良い経験となっています。週に1度の絵本の貸し出しも継続的にしており、家庭での読み聞かせの時間も幼児にとって大切な時間となっています。園、家庭、地域が一体となり絵本に親しむことができるように取り組んでいます。

2 小学校・中学校における活動の推進

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っています。小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領には、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要しつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実させることや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を推進すること、また地域の図書館等の活用を積極的に図り資料を活用した情報の収集活用等の学習活動を充実させること等の読書に関する事項が示されています。

また、学校図書館は学校教育に欠くことのできない基礎的な設備であり、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善にも効果的に生かすことが期待されており、各教科等の習得、活用、探究の過程の中で、図書館等の豊富な資料や情報が有益です。司書教諭を含むすべての教職員が連携し、学習課題に対応した図書の実用や図書館等を利用した効果的・効率的な情報収集の方法について積極的に発信し、読書活動を推進していくことも重要です。

小・中学校においては、児童生徒の読書活動の活性化・習慣化をめざして、朝の活動を活用した一斉読書、図書委員会による読書啓発活動、「読書週間」中の行事、保護者やボランティアによる読み聞かせ等、多くの取組が行われています。しかし、家庭での一日あたりの読書時間が10分未満と答えた児童生徒数の割合が依然として高く、1か月に本を1冊も読まない子どもの割合も増加傾向にあります。家庭との連携を図りながら、児童生徒の読書の推進やその学習効果についての啓発をさらに進め、読書に対する興味や関心を引き出すように児童生徒に働きかける必要があります。

また、読書習慣の定着には学級文庫を充実させる必要があり、公共図書館の団体貸出の積極的な活用など一層の連携が望まれます。

【取組事例⑥】

入田小学校での取組



(読書意欲を高める実践について)

入田小学校では、以前より読書冊数により賞状を図書委員会から渡しています。また、低学年は図書委員会児童による読み聞かせを教室で行っていますが、中・高学年は録画したものを給食時に見るようにしています。今年度は、より一層読書意欲を高めるために、いくつか新たな実践を行いました。

① 6年間を通して活用する読書記録

読んだ本の冊数や感想を記録し、6年間保管します。感想は発表や振り返りに活用しています。毎週金曜日には家庭での読書を課題としており、感想文は廊下に掲示した後、給食の放送で発表します。発表後は読書記録のファイルに保管します。

② ライブラリーツアー

1学期のライブラリーツアーでは、図書室の蔵書に関心をもってもらうために、参加者に様々な分野の本があることを紹介しました。2学期には、新しく購入した本のお披露目も兼ねたツアーを開催しました。このツアーでは、参加者が図書室を見学し、自由に本を閲覧したり、貸出を利用したりすることができます。

③ 読書祭り

2週間で読んだ本を各学年に応じたポイント制にし、しおりをプレゼントしました。給食の放送で高得点者の発表を行いました。継続して行っていく予定です。

本校の読書活動目標の一つとして、「多読」があります。本の中には、何度も読み返したくなるものや心の支えとなるものがありますが、その一冊に出会うためには多くの本と出会うことが大切だと考えています。小学校の間にたくさんの本と出会い、指針となる一冊を見つけてほしいと思っています。読書で世界を広げ、楽しみを深めてほしいと願いながら、読書活動を進めています。

◎具体的な取組

- ・学校図書館を国語科における並行読書や各教科及び総合的な学習の時間等の調べ学習に積極的に活用し、読書を通して学びに向かう姿勢を養います。
- ・朝の活動を活用した一斉読書等、読書の機会を確保し、児童生徒の読書習慣の形成を図ります。

- ・ペア読書やビブリオバトル[※]など有効な取組を参考にし、学校の実態に合わせた特色的な読書活動や学習活動への有効活用を創造します。
- ・地域の図書館や博物館等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実します。
- ・平日一日当たりのインターネットの平均利用時間が増加傾向にあることから、読書を含めた家庭学習と余暇のバランスを考慮した生活習慣の指導を行います。
- ・図書委員会による、図書館だよりの発行、おすすめの本の紹介や展示、読書冊数による表彰、読み聞かせ等の児童生徒による図書委員会活動の活性化を促します。
- ・保護者、ボランティア等との連携・協力を得て、読み聞かせやブックトーク等、児童生徒の読書活動への積極的な働きかけを推進します。
- ・公共図書館等との連携を推進して、団体貸出等の効果的な実施を行い、多様化する児童生徒のニーズに応えられるように学校図書館資料の充実に努めます。
- ・学校の実態に合わせて読書感想文・読書感想画等の各種コンクールへの参加を読書活動推進に有効活用します。
- ・学校便りや学年便り及び懇談の機会等を通じて、家庭でもできる本を通して触れ合える活動を紹介するなど「読書の生活化プロジェクト」を推進するとともに、保護者に読書による教育効果について理解を促すとともに、家庭と連携して児童生徒の読書習慣の確立を図ります。
- ・司書教諭が学校図書館業務を推進できるよう、教職員の協力体制を確立し、計画的な取組の推進、及び学校図書館（学級文庫を含む）の機能の充実を促します。
- ・図書館運営の援助者として図書館サポーターを派遣し、図書の登録や配架、POP作成等の学校図書館の環境整備や業務支援を行い、学校図書館活用の活性化を図ります。

【取組事例⑦】

アナウンサーによる絵本の読み聞かせ



平成27年度から市内の小学校を対象にアナウンサーによる絵本の読み聞かせを実施しています。毎年5校程度実施しており、令和6年度末で、延べ50校で実施しました。

対象は、小学校低学年、図書委員会、全校児童など学校によって様々です。

令和6年度は、2名のアナウンサーにより3冊の絵本の読み聞かせをしていただきました。読書の楽しさを味わうとともに、言葉を伝えるプロであるアナウンサーにより、子どもたちに言葉を伝える事の大切さを理解してもらうことを主な目的として実施しています。

読み聞かせの合間には、発声練習や早口言葉で子どもたちの心や体をほぐしていただきました。子どもたちは絵本の世界に入り込み、楽しんで読み聞かせを聞いていました。

3 高等学校における活動の推進

急速に変化する現代社会において、高校生の不読率（1ヶ月に1冊も本を読まなかった人の割合）が依然として高く（令和6年5月の調査で48.3%★）、一人当たりの読書冊数も少ない（令和6年1.7冊/月★）ことが指摘されています。高等学校においては、小・中学校において身に付けた読書習慣を確実なものとするだけでなく、それぞれの知的興味に応じて、一層幅広く、多様な読書ができるようにする必要があります。そのために、生徒の実態に応じた読書指導計画を作成するとともに、各教科の授業や総合的な探究の時間等、様々な教育活動の中に生徒の読書活動を位置づけています。

学校司書と司書教諭、国語科教諭が中心となり、全ての教職員が連携し、学校図書館を活用した学習活動、学校図書館の機能充実等に取り組むとともに、日々の読書指導の充実を図ることが求められています。そのためには、学校図書館の運営や読書活動の展開に対して、教職員全員が共通理解を深め、学校全体で組織的・計画的に取り組む必要があります。

また、生徒の読書への関心を高め、読書習慣の定着をより確かなものにするために、生徒による図書委員会活動等、自主的な読書活動の活性化を図るとともに、家庭や地域における読書活動を推進するために、公共図書館を始め、関係機関や民間団体等との一層の連携が望まれます。

さらに、必読書・推薦図書を選定、読書感想文コンクールの実施、新刊図書の案内等を通して、家庭での読書推進に取り組んでいます。

★全国学校図書館協議会の調査（読売新聞 11月5日の記事）より

◎具体的な取組

- ・学校図書館を活用した学習活動が展開できるよう、学校の状況や生徒の実態に即した年間計画を作成し、学校図書館を活用した授業や探究活動を計画的・積極的に展開します。
- ・教職員の連携協力体制を確立し、学校司書・司書教諭を中心とした図書館内の環境整備や読書活動に関する広報啓発を積極的に推進し、学校図書館の機能の充実と利用の促進を図ります。
- ・全教職員に対して読書活動推進研修会を実施し、各教科の授業や総合的な探究の時間等における読書活動の位置づけや日常的な取組について議論したり、先進的な実践事例や取組等を学んだりすることで、読書に関する教職員の指導力の向上を図ります。
- ・各教科や総合的な探究の時間等におけるレポートの作成や、読書感想文コンクールへの出品を促し、読書活動に関する発表や評価の機会を設けます。
- ・図書委員の役割分担を明確化し、定期的・計画的に図書委員会を開くことで、活動の活性化を図り、委員による推薦図書の紹介・展示や読書に関するイベントの開催等、多様な取組ができるよう促します。
- ・「読書の生活化プロジェクト」を推進するとともに、毎月発行する「図書館だより」や随時発行する「新刊図書案内」等を通じて、生徒及び保護者の読書への関心を高め、図書館の積極的な利用を促し、家庭での読書習慣の定着を図ります。
- ・公共図書館等と連携して、団体貸出等を効果的に実施し、多様化する生徒のニーズに対応した図書資料の充実に努めます。

【取組事例⑧】

徳島市立高等学校での取組

1 授業での取組例

スポーツ科学

各々が関心をもったスポーツの本を選び、要旨と自己の意見をパワーポイントにまとめた上で、発表しています。

現代の国語・論理国語

各自が好きな本を持ち寄り紹介する「ピブリオバトル」を毎年実施しています。



2 部活動での取組例

文芸部

毎週水曜日の放課後に集まり1時間程度活動しています。短歌・俳句・小説などの創作活動が中心ですが、図書館の本を参考にして表現力の向上に努めています。



3 委員会活動での取組例

図書委員会

文化祭でのPOPの展示

図書委員作成の、お気に入り本のPOPを、本とともに文化祭の図書館展で展示し「読書の魅力発信」に努めています。



4 学校図書館としての取組例

①図書委員おすすめの本を展示するコーナーや、卒業生の出版物を特集したコーナー、月ごとの特設コーナーなど、配架を工夫し、「本に手が伸びる」図書館を目指して取り組んでいます。

また、毎年4月には図書館の基本的な情報を載せた「図書館案内」を発行しています。同じ時期には、国語の授業時間に新入生向けの図書館オリエンテーションを行い、図書館の使い方を説明しています。



②毎月、新着図書案内および図書館だよりを発行し、教室に掲示するとともにHPにも掲載し、広報しています。



生徒の作品もあります。



生徒作品の展示や部活動の紹介もあります。

徳島市立高等学校図書館のプロフィール*****

◆面積 673㎡ ◆座席数 56席

◆蔵書冊数 31,636冊(令和6年4月1日現在)

◆学級数(生徒数) 24学級(937人)(令和6年4月1日現在)

◆本館3階の中央部にあり、東西に長い設計で東側に書庫が併設されています。

北側の窓からは、本校自慢の人工芝グラウンドが見下ろせ、廊下に面した南側は全面ガラス張りになっているなど、開放的な造りとなっています。閲覧席には、1人掛けのソファ12席とテーブルが6台、4人掛けの長方形の机が14台設置され、グループ学習などの授業にも活用されています。蔵書面の特色としては、大学の学部や職業に関する本や小論文や面接などに関する本も揃っていること、記事の比較検討ができるよう日刊紙を5紙揃えていることなどが挙げられます。また、徳島県立図書館の蔵書も本校で貸出や返却ができるようになり(平成30年度から)、幅広いニーズに対応しています。



第5章 「子どもの読書活動」推進のために

1 「子どもの読書活動」推進のための社会的気運の醸成

子どもの読書活動を推進するためには、家庭・地域・学校等が有機的に結びつき、先述の各種取組を後押しして、円滑に進めるための土壌を形成していくことが重要です。そのためには、子どもだけではなく、子どもを取り巻く社会全体の気運を醸成し、読書活動への理解と協力を得ることが求められます。

(1) 「子どもの読書活動」推進のための情報収集と提供

子どもの読書活動に関する情報が、いつでも・どこでも・だれでも入手できる環境を整え、具体的な活動の取組方策や、先進的な実践事例に関する情報の積極的な収集と提供に取り組む必要があります。

◎現状と課題

- ・市立図書館においては、広報誌やホームページ、SNS、啓発物等を通じて、イベントや各種サービス等に関する情報を提供しています。また、子ども専用の広報誌やホームページコーナーを設けることで、子どもやその保護者が分かりやすく、本や図書館に対する関心を喚起できるような情報提供に努めています。
- ・学校等においては図書館だより等を通じて、新刊の紹介や教職員からのおすすめ本を掲載する等、子どもだけでなく保護者にも分かりやすい広報に努めています。

◎施策の方向性

- ・幅広く子どもの読書活動推進のための情報収集に努め、様々な情報を分かりやすく提供していきます。
- ・各種情報の効果的な周知や共有化を図ります。
- ・リーフレットやホームページ等を活用し、子どもの読書活動の意義や重要性を、広く市民に啓発します。

◎具体的な取組

- ・関係団体等からの情報収集に努め、積極的に情報提供していきます。
- ・市関係各課、施設間で連携して、積極的な情報提供や広報協力に取り組むことで、効果的に情報共有を図ります。
- ・市立図書館においては、対象年齢に応じたブックリストを作成し、子どもの読書活動の意義や重要性について、保護者をはじめとした子どもを取り巻く大人たちの理解が深まり意識が向上するように、普及啓発に努めます。

(2) 「子ども読書の日」等への取組

平成14年度から実施されている「子ども読書の日」（4月23日）等の啓発に努めることで、その意義について理解を深め、社会全体で子どもの読書活動推進について考えるきっかけづくりを図っていく必要があります。

◎現状と課題

- ・市立図書館においては、「こどもの読書週間^{*}」（4月23日から5月12日）及び「読書週間」（10月27日から11月9日）に合わせ、イベントを開催しています。
- ・学校（幼稚園）においては、「子ども読書の日」・「こどもの読書週間」・「読書週間」に合わせて、趣旨に沿った様々な活動の推進を図っています。

◎施策の方向性

- ・国や県の広報事業と連携して、「子ども読書の日」等の市民への普及に努めます。
- ・期間中において、子どもの読書活動への興味や感心を深める取組を行います。

◎具体的な取組

- ・市立図書館においては、引き続き、「こどもの読書週間」（4月23日から5月12日）及び「読書週間」（10月27日から11月9日）に合わせ、イベントを開催します。毎年テーマ設定を行い、「こどもの読書週間」には特集展示やシールラリー、「読書週間」は「図書館まつり」として開催し、読書ラリーやおはなし会、特集展示、スタンプラリーなどを行い、本に親しみ、読書の喜びや楽しみを知ることができる内容とします。
- ・小・中学校においては、「こどもの読書週間」及び「読書週間」に合わせ、「読書（図書館）まつり」を行い、図書委員会による読み聞かせやアニメーション、多読賞を表彰する等読書の楽しさを知る活動がより多くの学校で行われるように努めます。

【取組事例⑨】

こどもの読書週間行事

徳島市立図書館では、こどもの読書週間である4月23日から5月12日の期間に合わせて、毎年おすすめ本のテーマ展示を行っています。期間中に貸出をした子どもたちへその年のテーマに関する簡単なクイズを出題し、回答者には景品をプレゼントするなどの取組を行うことで、読書意欲の促進を図り、楽しく参加できる行事としています。



テーマ展示



景品

2 「子どもの読書活動」の推進体制の整備

子どもの読書活動の推進体制を整備することにより、各種の取組が、点ではなく線になるよう結びつけることで、一層、意義あるものとなります。そのため、次のとおり、具体的な取組を進めることで、子どもの読書活動推進の実現を図っていきます。

◎具体的な取組

- ・「徳島市子どもの読書活動推進計画」を策定して、広く公開することにより、市民の理解や協力が得られるよう努めていきます。
- ・「徳島市子どもの読書活動推進計画」の推進にあたっては、市関係各課・施設間での共通理解を図り、総合的かつ計画的に推進できるよう努めていきます。
- ・学校（幼稚園）、市立図書館、民間団体等、各種団体間の連携を強化して、子どもの読書活動推進に関する協力体制の整備に努めていきます。

用語集

・移動図書館

本を読みたいが図書館が遠いなどの理由で来館が難しい人のために、身近な図書館として移動図書館「いずみ号」が市内の約80箇所を約1か月の周期で巡回し、図書の貸出等を行っている。

・学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に定められたもの。

・子ども読書の日

4月23日。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」で定められている。

・こどもの読書週間

読書推進運動協議会が、「幼少の頃より書物に親しみ、読書の喜びを身に付けて欲しい」という趣旨のもと、子ども読書の日である4月23日から5月12日までの約3週間を「こどもの読書週間」と定めた。

・ストーリーテリング

子どもと本をつなぐ活動のひとつであり、語り手が昔話等のお話を覚え、本を見ないで直接聞き手に語って聞かせること。

・電子書籍

書籍をデジタルデータにして、紙の代わりにデジタル機器の画面で読めるようにしたもの。ファイルに映像や音流れるなど、電子書籍独特の表現が用いられることもある。

・電子図書館

電子図書館とは、情報技術を活用して図書館が行うサービスのことである。徳島市立図書館では、平成24年4月から、インターネットを通じて、自宅のパソコン等で電子書籍の「検索」「貸出」「予約」「返却」等ができる電子図書館サービス「徳島市電子図書館」を提供している。

・読書のアニメーション

図書館が利用者に向けて企画・提案・発信する読書と文化への誘いの総称であり、子どもたちを楽しく本の世界へ招き入れ、読書へ誘う活動。

・読書の生活化プロジェクト

学校図書館活動等を活性化し、貸出冊数を増加させるなど、学校による家庭読書につながる取組を充実させ、子供の読書の生活化を推進する。

令和3～5年度「読書の生活化プロジェクトVI」

一本や新聞記事を活用して、調べよう、考えよう、伝えよう！

取組内容：(1)「読書センター」としての学校図書館の機能を活用し、学習意欲や豊かな人間性、創造力を育む読書活動の推進

- 1 「1人1台端末」を活用した読書啓発
- 2 多様な読書法による読書活動
- 3 外部人材・地域との連携

- (2) 「学習センター」「情報センター」としての学校図書館の機能を活用し、自主的・自発的かつ協働的な学習活動を支援したり、情報の収集・選択・活用能力を育成したりする言語活動や探求活動の推進
 - 1 新聞の活用
 - 2 情報端末を活用した学校図書館の機能強化
- (3) 発達段階に応じた読書活動に関する取組の推進

・配架

図書資料を分類記号により、書架の位置を決めて配置すること。

・配本サービス

広く図書を利用していただくため、公民館や学校など市内に所在する施設に配本所を設置して、一括して図書を配本するサービス。

・パスファインダー

あるトピック（主題）について調べるために役立つ資料やツール、情報の探し方を分かりやすくまとめて紹介した「情報の道しるべ」のこと。トピックについて、詳しく知り関心を高めることができるとともに、資料や情報の探し方を知ることにも有効である。

・ビブリオバトル

「知的書評合戦」とも呼ばれ、お薦めの本を持ち寄り、紹介し合い、聴衆がどの本を一番読みたくなったかを多数決で決める、本との出会いや読書への動機付けを目的としたゲーム形式の教育活動。

・ブックスタート事業

ブックスタートとは、1992年(平成4年)にイギリスのバーミンガムで始まった「赤ちゃんとお本を通して楽しい時間を分かち合うこと」を応援する運動であり、日本では平成12年の「こども読書年」をきっかけに全国的に広がり、現在では1,000を超える市区町村で取り組まれている。徳島市立図書館では、平成15年8月1日からブックスタート事業を開始しており、市内在住の4カ月児とその保護者を対象に通知し、指定の受け取り場所へ送付された引換券を持って行くと、図書館スタッフやボランティアが、赤ちゃんにとっての絵本との出会いの大切さや楽しさなどを保護者の皆さんに伝え、どんなふう読んであげたら良いのか実際に赤ちゃんとその保護者の皆さんに読み聞かせを体験してもらい、「ブックスタート・パック」(絵本3冊、イラストアドバイス集、絵本のリスト等)を渡している。

・ブックトーク

狭義では、ある一つのテーマに沿って、数冊の本について図書館や学校で司書などが紹介すること。広義では、本についての話をする中で、自分の読んだ本を友人に薦めたりすることもブックトークと言える。

関係法令

○子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

子どもの読書活動の推進に関する法律をここに公布する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されている

ときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○徳島県読書活動の推進に関する条例

(平成二十九年三月二十一日)

(徳島県条例第二十二号)

徳島県読書活動の推進に関する条例をここに公布する。

徳島県読書活動の推進に関する条例

読書活動は、全ての世代において、人格を形づくり、知識や感性を高めるとともに、文化的で豊かな社会の構築に主体的に寄与する一つの方策となる。

近年におけるインターネットをはじめとする各種情報メディアの急速な進展は、県民一人一人の生活スタイルを多様化させる一因となっており、それぞれの時間の過ごし方が多岐にわたることで、子供から大人まで読書習慣を持たない傾向が強まっている。

こうしたことから、読書活動の意義や重要性について県民の理解及び関心を高め、家庭、学校及び地域の連携のもと県民総ぐるみで自主的に読書活動に取り組む環境を整備する必要がある。

また、県民の読書活動を支える拠点である徳島県立図書館は、平成二十九年度に創立百周年という大きな節目を迎え、これまで取り組んできた催しや他の図書館との連携を更に推進し、県民の読書活動の機会を一層充実させることが求められている。

ここに、子供から大人まで、全ての県民が読書活動に取り組む環境づくりを積極的に推進し、文化的で豊かな県民生活の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、県民の読書活動の推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、県民の読書活動を推進し、もって県民一人一人の心豊かな生活と活力ある社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園をいう。

(基本理念)

第三条 読書活動は、県民が人生を豊かに生きる上で大切なものであり、文化的で豊かな社会の構築に寄与するものであることに鑑み、全ての県民が読書活動を容易に行うことができるよう、積極的に環境の整備が推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県民との協働により読書活動を支援するための情報発信及び普及啓発を行うとともに、県民に読書活動の機会を提供し、県民の関心を高める施策を推進するものとする。

2 県は、基本理念にのっとり、学校等が、それぞれの学校等の特性及び個人の発達段階に応じ、読書に親しませることにより読書の楽しさを伝え、読書習慣を形成するための取組を行うことを支援するものとする。

3 県は、基本理念にのっとり、インターネットを利用した徳島県立図書館と県内の公立図書館等との間における図書の検索及び図書の相互貸借のための情報の共有を促進するとともに、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年法律第五十四号）第九条第一項の規定に基づく徳島県子どもの読書活動推進計画に関する施策が円滑に実施されるよう、市町村、学校等、公立図書館その他の関係機関及び民間団体との連携に努めるものとする。

(県民の取組)

第五条 県民は、日常生活の中で読書に親しみ、読書活動への積極的な参加及び協力をを行い、互いの交流に努めるものとする。

2 県民は、家庭において、読書の楽しさを共有することにより、家族の意思疎通を深め、読書活動がより身近に感じられ、読書への興味及び関心を深めることができる環境を整えることに努めるものとする。

3 県民は、地域において、学校等、図書館その他の読書活動に関する施設又は読書活動を推進する団体等と連携して、あらゆる世代を対象とした日常的な読書活動の推進に資するよう努めるものとする。

(徳島県読書活動推進期間)

第六条 県民が積極的に読書活動に取り組み、読書習慣の定着を図るため、四月二十三日から五月十二日まで及び十月二十七日から十一月九日までを徳島県読書活動推進期間とする。

2 県は、徳島県読書活動推進期間の趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。
(財政上の措置等)

第七条 県は、県民の読書活動の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

令和6年度 徳島市子どもの読書活動推進計画策定委員会委員名簿

職 名	氏 名
徳島市教育委員会教育次長	田 村 康 治
徳島市教育委員会学校教育課長	野 口 和 俊
徳島市教育委員会社会教育課長	岡 田 茂
徳島市・名東郡中学校校長会 学校図書館担当 入田中学校長	遠 藤 明 子
徳島市・名東郡小学校校長会 学校図書館運営協議会担当 八万南小学校長	大 知 大
助任幼稚園長	米 原 貴美枝
徳島市立図書館協議会委員長	三 木 鈴 江
徳島市立図書館長	廣 澤 貴理子